

## 松島町教育委員議事録（令和2年3月定例会）

- 1 招 集 月 日 令和2年3月24日（火曜日）
- 2 招 集 場 所 松島町役場庁舎 301 会議室
- 3 出 席 者 内海俊行教育長、瀬野尾千恵委員（教育長職務代理者）  
鈴木康夫委員、佐藤実委員、安倍七恵委員
- 4 説明のため出席した者  
児玉藤子教育次長、赤間隆之教育課長、大宮司綾学校教育班長、石川祐吾生涯学習班長、  
佐藤淳中央公民館長兼文化観光交流館長兼勤労青少年ホーム所長、赤間香澄学校給食センター所長、  
佐藤弘也学校教育班主査、三品隆教育指導専門員
- 5 議 事 日 程
  1. 開会 令和2年3月24日（火曜日）午前9時00分 開会（録音開始）
  2. 前回委員会の議事録の承認
  3. 議事録の署名委員の指名 瀬野尾教育長職務代理者・鈴木委員
  4. 報告事項
    - (1) 一般事務報告
    - (2) 教育長報告
    - (3) 3月定例議会報告
  5. 議事
    - 議案第1号 松島町文化財保護委員の委嘱について
    - 議案第2号 松島町公民館分館規則の全部改正について
    - 議案第3号 取り下げ
    - 議案第4号 松島町教育指導専門員任用規則の制定について
    - 議案第5号 教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について
    - 議案第6号 松島町文化観光交流館管理運営規則の一部改正について
    - 議案第7号 松島町外国語指導助手任用規則の制定について
  6. 協議事項
    - (1) 令和2年度（令和元年度対象）松島町教育委員会教育行政点検評価報告書の作成について
    - (2) 令和2年4月定例会について  
日程案：令和2年4月17日（金）午前10時00分 松島町役場3階 302 会議室
  7. その他
    - (1) 松島町教職員離任式について
    - (2) 松島町教職員宣誓式について  
日程：令和2年4月2日（木）午後2時00分 松島町役場3階 大会議室
    - (3) 松島町立幼稚園入園式及び松島町立小中学校入学式について  
日程：令和2年4月9日（木） 各幼稚園、各小・中学校
  8. 閉会

## 6 議 事 録

### 1. 開会 午前9時00分

〔佐藤主査〕定例会が始まる前に、本日、会計年度職員の人事案件を臨時会で議案としてお示ししますので、それに関する規則等の改正を先に定例会でやって、その後、臨時会というで行いますので、よろしく願います。

資料につきましては、本日お渡しした分については差し替え分と追加の資料になっておりますので、もう既にお手元にお渡ししている資料と両方使って進めていく形になりますので、よろしく願います。

それでは、みなさん、おはようございます。（「おはようございます」の声あり）これから松島町教育委員会会議令和2年3月定例会を開会したいと思います。

開会の挨拶を内海教育長より願います。

〔内海教育長〕みなさん、おはようございます。（「おはようございます」の声あり）

ご存じのように、3月2日から臨時休業ということで、突然、その前の週の金曜日に首相発言があったため、学校現場も非常に慌てたんですが、4校の先生方の連携、協力のもと、無事に、臨時休業中の学習課題や過ごし方についてお話ししてから臨時休業に入ることができました。

子どもたちは、登校日を少しずつ設けながら、ストレス発散というような形で進めてきました。

人生の節目である卒業式も保護者等を入れてやったことについて、感謝の言葉をいただきましたので、よかったのかなと思っております。

きょうは、修了式になっています。学校によっては体育館でやる学校もあれば、教室でやる学校もございます。

それから、今後、離任式、入学式、PTA総会とたくさん人が集まる機会が多くなりますので、それについても検討していきたいと思っております。

そして、きょう、萩生田文部科学大臣から、るる、また指針が示されると思います。それを受けて、また臨時校長会をして、子どもたちにとって一番いいと思える暮らし方をお話ししたいなと思っております。

いろいろきょうも盛りだくさんですが、どうぞよろしく願います。

以上です。

〔佐藤主査〕ありがとうございました。

### 2. 前回委員会の議事録の承認

〔佐藤主査〕続きまして、2番、前回委員会の議事録の承認について。

2月定例会の議事録について、配布のとおり承認ということでよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。

### 3. 議事録の署名委員の指名

〔佐藤主査〕続きまして、3番、議事録署名委員の指名となります。

今回は瀬野尾教育長職務代理者と鈴木委員に願います。（「はい」の声あり）よろしく願います。

### 4. 報告事項

#### (1) 一般事務報告について

〔佐藤主査〕続きまして、4番、報告事項に移ります。（1）一般事務報告について、学校教育班から願います。

〔大宮司班長〕それでは行事報告から説明させていただきます。

資料は1ページになります。

前回の定例会の議長と教育委員会の先生方にもお入りいただきまして、学校の臨時休業の決定をさせていただいたところで、3月2日から本日まで、コロナウイルス感染症に係る小中学校臨時休業ということで、休業の決定をしたところでございます。

その期間、卒業式、卒園式等々ありましたが、来賓とかを極力抑えた形で、この日付で実施したところでございます。

そして、本日は修了式となっており、町内でもランドセルを背負って子どもたちが学校に来る姿、見られました。

続きまして、2ページの行事予定に進ませていただきます。

4月2日、教職員宣誓式はやる予定となっております。3月末に予定していました離任式は、コロナウイルス感

染症の配慮もありまして、今回、中止ということにさせていただきましたので、よろしくお願いいたします。

入学式等々も、日にちは予定どおりで、規模を縮小して開催する予定で決定しているところです。

16日に全国学力学習状況調査が予定されておりましたが、こちらについても日程が延期ということで文部科学省からの発表がありますので、こちらの日程も変更になっております。

以上、簡単ですけれども、行事予定を終わらせていただきます。

〔佐藤主査〕続きまして、学校給食センターお願いします。

〔赤間所長〕本日お配りした4月の予定献立表をごらんください。

4月10日から給食再開を想定いたしまして予定献立表をつくっております。4月は新1年生、また幼稚園でも新しい園児が入ってくるということでございますので、学校と調整しまして、今年度も導入給食を予定しております。

4月実施予定について、業者に無理をお願いしまして、3月の献立の食材で一部保存のきく商品なんかにつきましては保存していただいていたものを、4月の献立で活用することにしております。

以上でございます。

〔佐藤主査〕それでは、学校教育班及び学校給食センターの報告について、ご質問等ございませんか。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

〔佐藤主査〕続きまして、生涯学習班お願いします。

〔石川班長〕差し替え前の資料の4ページをごらんいただければと思います。

生涯学習の会議や行事予定につきましても、新型コロナの影響によりまして、大きい行事等、またさまざまな会議等を中止にしております。実際に実施しましたものとしましては、3月20日（金）、祝日でございます。東京2020オリンピック聖火到着式、こちらは矢本の航空自衛隊松島基地で実施されました。それで、同日、そのまま石巻に移動しまして、「復興の火」展示式典という形になっております。

昨今、新聞報道でごらんになっているかとも思いますけれども、今後、オリンピックの延期という話も出ておりますので、事務局としては、決定するまではきちんと事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔佐藤主査〕続きまして、中央公民館・文化観光交流館・勤労青少年ホームお願いします。

〔佐藤館長〕公民館所管の施設も同じように貸館を3月いっぱい中止しております。その関係で、追加で行う予定だった2つの教室、つまみ細工の追加教室、紙粘土教室も全て中止となっております。

今のところ、利用者の方たちからの苦情や混乱は一切ない状況でございます。

これから4月に向けまして、指針が出ましたら状況に応じて対応していこうと思っております。

以上です。

〔佐藤主査〕それでは、生涯学習班及び中央公民館等の報告について、ご質問等ございませんか。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

## (2) 教育長報告

〔佐藤主査〕続きまして、(2) 教育長報告について、内海教育長お願いします。

〔内海教育長〕私からは、先ほどご挨拶で触れましたが、本日お配りした資料の4ページ、5ページをごらんください。

コロナウイルスが日本に入ってきてから、2月27日に急に安倍首相が全国一斉に休業ということで、SARSでもMERSでも全国一斉に休業ということはなかったのが、今回、コロナウイルスで全国一斉ということで、その言葉の重み、その感染の恐ろしさを十分理解しましたので、松島町も3月2日から臨時休業に入りました。

横に、一小、二小、五小、松中といきます。

まず、2日に休業に入りましたが、4日に登校させました。そこで休業中の過ごし方や宿題について、学校から子どもたちに伝えさせました。

それから、3月18日にもう1回登校日を設けて、再度、宿題等について伝えさせました。また子どもたちが、大分ストレスがたまっているということなので、リフレッシュタイムということで軽い運動をして子どもたちの健康維持に努めました。

松島中学校から自由登校について申し出があったので、コロナウイルス対策委員会の許可を得て3月17日から3月23日まで行いました。最初は70%、2日目は80%、3日目は90%ということで、ほぼほぼ全員が来ているということです。

次の5ページ、3月19日の卒業式、本来ならば教育委員や議員が臨席のもと行う予定でしたが、このような事

態なので、保護者と先生と卒業生の出席とさせていただきます。練習がほとんどできない中できちんと行えたのは、先生方の指導だし、子どもたちが本来持っている力のあらわれだったのではないかなと思っています。卒業式の中には、校長の祝詞の中に泣けてくるような文言がありまして、第一小学校の校長が、卒業証書を開かせて、自分の名前は、どういう気持ちでお母さん、お父さんがつけたのか、自分の生年月日は、どういうときに生まれたのか、よくかみしめて6年間の勉強に励んだことの意味づけを説明しました。とてもすばらしい卒業式だったかなと思っています。

きょうは修了式でございます。学級でやるところもあるし体育館でやるところもありますが、その判断は各学校にお任せしました。各学校の校長もよく理解していて、集団で集まらないとか、うがい・手洗いを励行するか、各学校の子ども数に応じた対応をしていただきました。

3月27日の離任式は、長年勤めていただいた学校を去る先生方に敬意を表したいなということで設けました。それから、次の6ページをごらんください。

今後の始業式、入学式について、きょうの文部科学大臣のコメントを受けて、26日に臨時校長会を行いますので、そこで検討したいと思っています。

修学旅行については、松中が5月から10月に変更しました。それから、一小、二小は、もし5月の修学旅行ができれば、9月と11月ということで仮予約をしているそうです。五小については隔年ごとの修学旅行なので、ことは花山ということで変更はないということでした。

それから校外巡視、家庭訪問・教育相談等は、まめに先生方やっていただきました。

そして、この間に、どのくらいの未履修があったのか調べて、教育委員会に提出させました。多いところで13時間、13時間というところがあります。それを、年度明けに学習していきます。きょう配付した資料の中にも、2020年のうちに未履修を解消してくださいとありますので、工夫していただきながら、未履修の部分を修了させていきたいと思っています。

中学3年生については、未履修はほぼなく卒業できたということで、それはよかったと思っています。

7ページの最後のほうをごらんください。

これは第五小学校がノパメールを活用してアンケートからいくつか載せておきました。①保護者の仕事や生活への影響として、「通勤を遅らせた」とか、「仕事を休めないので子連れでもいいか会社に尋ね、子どもが過ごす場所を確保してもらった」。②保護者が困っていることとして、「日中、子どもだけなので事故などの不測の事態が心配」とか「運動不足、体力の低下が心配」と回答がありました。

臨時校長会で私から指示したんですが、シングルマザー、シングルファーザーの家庭では、保護者が仕事に出かけたときに子どもが1人だけになるということは把握できていますので、その子を中心に、電話とか家庭訪問するよう声がけをしました。

これからも新型コロナウイルスの対策は続きますが、普通の春休みとちょっと違うので、子どもたちや保護者との連絡を密にしながら、事故のない春休みにしたいと思っています。

以上です。

〔佐藤主査〕ありがとうございました。それでは、教育長からの報告についてご質問等ございませんか。

(質疑)

佐藤委員

ここにあるように、学校の離任式はやる予定なんです。な。（「はい」の声あり）よかったです。町の離任式が中止になったものですから、ご挨拶しないまま行っちゃうとなると、今まで勤務していただいた先生に申しわけないなという思いがあったものですから。

2つ目ですが、中学校の受験ですね。その辺はどういうふうになっているんですか。受験先といますか、合格の。

内海教育長

公立高等学校の入試の結果でございますが、過卒、要するに、去年の卒業生を含めると72名のうち65名が公立高等学校に入学できました。パーセンテージでいうと90%。ですから、松中の校長の話では、非常に高いレベルで松中生は頑張ったのではないかなと。

近くの松島高校なんかは、普通科に12名、観光課に6名が入っております。

公立に落ちた子が7名ほどいるんですが、全て私立学校に行くということで、公立の二次募集には誰も行っていません。

ことしから一回となった公立学校の試験ですが、コロナウイルスというようなアクシデントはあったものの、自分の力を存分に発揮して、志望校に入ったのではないかなと思っています。

以上でございます。

瀬野尾委員

今、佐藤委員から離任式についての質問があったんですが、いつもは役場の中で離任式がある

児玉次長

ので、各学校へは伺わないでいたのですが、町でやらないとなると、今まで松島へいろいろ尽くしてくださった先生方に、ご挨拶というか、「お疲れさま」の一言も言えないと思うんですけども、そのあたりの配慮といえますか、例年そういうことって何かしていたんでしょうか。

本町では、毎年3月31日に町全体の離任式をして、1日には宣誓式をしてきたのですが、今回、コロナ対策ということもありますし、県内の教育委員会に確認しましたら、31日に県の辞令交付もあるので、タイトなスケジュールということもあり、ほかの市町村では離任式をやらないもしくは20日頃に行っているということがわかりました。今回の離任式は31日以外の日程をとるのが難しい状態でしたので中止にさせていただきました。

学校では子どもたちとお別れできるように、それぞれ登校日しております。ただ、できるだけ感染リスクを避けるということで、放送とか、校外で先生を見送っていただくとか、配慮するように学校にお任せすることにしております。

来年以降に関しましても、県の辞令交付と同じ日となる31日は難しいということで、学校単位にするかなど今後検討したいと思います。宣誓式は、やはりお迎えするということと、着任時の宣誓が必要になりますので行います。

それから、学校の異動の先生方は校長とともに、教育委員会に挨拶に来ますので、教育長から代表して感謝を伝えるということにさせていただきたいと思います。

瀬野尾委員  
佐藤委員

わかりました。ありがとうございます。

辞令交付というのは退職辞令ですから、本年度、退職者がいないので行ってもよかったんじゃないかなという思いはあります。今までも県で退職辞令をもらう人は町の離任式を早めに退席していたけれどもね。まあ、来年以降もやるのであれば、日にちを変えることがいいかもしれませんね。

〔佐藤主査〕 他にご質問等ございませんか。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

### (3) 3月定例議会報告

〔佐藤主査〕 続きまして、(3) 3月定例議会の報告について、事務局から説明をお願いします。

〔児玉次長〕 定例議会報告の前に、本日お渡しした資料の中のコロナ対策についてご説明させていただいてよろしいでしょうか。

本日お渡しした資料の2ページ、3ページをお開きください。

月曜日にコロナ対策本部を開催し、木曜日にも開催予定です。町全体のコロナ対策本部の中で、4月以降の公共施設の利用等について、住民への周知内容について決定する予定でございます。2ページ、3ページは、現在の教育委員会内での素案でございます。

きょう萩生田文部科学大臣の発表があるということですが、春休み中の部活動については当面自粛を継続してほしいと18日付で文書が来ております。20日時点ということで、19日の専門家会議を元にした文科省通知、スポーツイベントの開催については3つパターンがありまして、感染拡大しているとか、蔓延しているとか、あとは感染状況が確認されていないという3つの地域でパターン分けした考え方が示されています。

国の通知文書には、「感染拡大のリスクの低い活動から実施」とあります。ただし、嚴重に感染拡大対策をやってくださいという内容でございます。それを受けまして、毎週のように校長会をしています。月曜日にも校長会をいたしまして、中学校の部活動、入学式、学校開放等について、話し合いました。部活動は国の指針のとおり中止ですが、自主登校日に学習にプラスして2時間くらいの軽運動ということで、生徒のストレスとか体力の維持ということを図るということにしております。

3番目の学校開放は、学校の体育館・校庭とかを学校に支障のない範囲で社会教育活動の中で開放するという制度でございまして、体育館はもともと卒業式から入学式までの時期は貸してはおりませんので、それは継続します。あとは、部活動が春休み中は自粛ですが、スポ少はしているかというところの整合性もございまして、3月中はご協力いただくことにしました。4月からは感染対策を実施しながら、校庭を学校開放し、体育館は入学式終了後に開放ということ考えています。ただし、2ページ下から3ページ上のように、国が指名している対策について、ご協力いただきながら行うということになっております。

あと、社会教育施設に関しましては、文化観光交流館、運動公園、温水プール、B&G、全て3月末まで休館にしておりますが、散歩やジョギング、二、三人でボールを蹴っている姿が見られていまして、それに関しては禁止しないで、一般貸出はしないけれども、運動公園内の散歩とか、グラウンドを走るとか、そういったことは

可ということにしております。

4月以降ですが、きょうの文部科学省の発表を踏まえて変わるかもしれませんし、県内の感染拡大があれば変わることを周知しながら、もう4月以降の受け付けを各施設でしておりますので、文化施設関係に関してはできるだけ人数が集まるイベントをしないと、小グループでの利用に関しましてはいろいろ感染対策していただくということで、勤労青少年ホーム等の貸し出しも4月から再開したいと思っております。

体育系施設に関しましては、一番悩ましいところが体育館とか温水プールとかジムですが、これに関しましては、きょう、あすで情報収集しまして、指定管理者と協議しながら26日に決定したいと考えています。

これは町の施設ですが、県サッカー協会に貸している松島フットボールセンターに関しては、16日以降、条件つきで再開するというご連絡が来ておりますが、県の施設のグランディとかは3月末まで体館ということで、県内の状況がまだ把握できておりませんので、きょう、あすで把握しながら、あとコロナ対策会議、松島町の会議で、再開の条件を決めながら、4月の広報と一緒に全戸チラシということでご案内する予定でございます。続けて、3月議会と定例議会のご報告をしたいと思います。

これは、前にお渡ししたほうの一般質問等の、ページが10ページ以降でございますので、簡単にご報告させていただきたいと思っております。

一般質問1-1では小中学生のスマホの使用ということでご質問がありました。

本町では、学校でアンケートをとっておりますので、大体、携帯の所有率は小学校で3割、中学生が6割、全国平均よりは若干少ないですけども、各家庭で9割以上ぐらいの方が何らかのそういう情報ツールを使える環境にあるといったことでございます。

依存症対策は、各学校でもいろいろ取り組んでおりますし、町全体としても青少年健全育成会議で講演会をしたり、学び支援で研修会をしたりということで、かなり前から、本町としては各学校とも力を入れているところですが、今後も取り組みを続けていくということで説明しております。

2-2では世代間交流の場ということで、教育長と話したい中学生がいるという話でしたが、実際、そういう話が来たら、教育長はいつでも対応できますよということで話しております。

あと次世代育成ということでも、ジュニアリーダー育成に力を入れて、今、52人のジュニアリーダーまで増えております。分館活動や海の盆など、いろいろなところに出向いて、世代間の交流の場に一役買っておりますので、今後も力を入れていくという説明をしております。

3-1では、幼児教育・保育の無償化ですけども、主に保育所への質問でございましたので、教育からの回答は特に行っていません。

5-1では、町民総スポーツの推進ということで、体力、運動能力テストの結果と対策ということでご質問ありました。

以前、全国的にボール投げとか持久力を見るような種目が本町は低かったんですが、それは学校の取り組みで改善していると。ただ、やはり、立ち幅跳びですね。種目によって全国平均よりも弱い部分があって、そういったあたりを学校の中で今後取り組んでいくということをお話しております。

あと、スポーツ施設の充実ということでパークゴルフ場、武道館、陸上競技場、スケートボード場の新設を考えないかというご質問でしたが、パークゴルフ場は東松島の海浜公園でも大変立派な県立のパークゴルフ場が整備されておまして、本当に何億円もかかる施設でございますので、本町としてはちょっと難しいということをお話しております。復興関係で、パークゴルフ場は県内にかなり新設されておりますので、やはり、交流スポーツということも必要ではないかということをお話しております。

障がい者スポーツに関しましては、ふれあいスポーツ大会にも松の実の皆さんにも参加していただいておりますし、美遊とか障がい者減免でかなりの方が利用しておりますので、また、町民福祉課で障がい者の協会のスポーツ大会には視覚障がい、聴覚障がい、例えば車椅子、肢体不自由など障がい種別に応じたボランティアとかを入れながら、そういうスポーツ大会に仙台圏域のものに参加しておりますので、そういったあたりをお話しております。

6-2では、公共施設等総合管理計画についてということで、これの個別計画や進捗状況はというご質問でございましたが、教育課では回答する機会はなかったんですけども、学校施設、社会教育施設等で教育委員会の所管している施設を、今、個別施設管理計画策定をやっておりますので、学校ごとの、例えば強度とか安全性まで調査して取りまとめしている最中でございますので、それをしないと、今後、学校施設の大規模改修等の補助対象にならないということもあって、教育委員会では、今その取りまとめをしているところですので、いずれ報告させていただきたいと思っております。議会では特に答弁の機会はございませんでした。

それと、補正ですが、2月定例会で承認いただきましたが、その後、3月議会の直前に、全国的にGIGAスク

ールのLAN整備に対する補助申請額の総額が膨れ上がり、新たに補助単価が示され、各市町村、ほぼ3分の1から4分の1の内定通知が来ましたので、議会中に一般財源を増やした財源校正の補正を追加提案しています。本町としては、1校上限の3,000万円で補正を計上していましたが、ほぼほぼ3分の1に減額された内定通知となっております。令和2年度中に、LAN整備、あとキャビネット整備に関して整備をするということになります。

以上でございます。

〔佐藤主査〕 それでは、新型コロナウイルス感染症対策及び3月定例議会報告について、ご質問等ございませんか。

(質疑)

瀬野尾委員

新型コロナウイルス対策については、県内でもいろいろな取り組みをしているところもあるようですが、本町としては、対策本部の共通理解のもとに行っているということで、中学生が自主登校等で少し発散できたりしている場面もあったようですし、こういう状況ですので、やはり、共通理解のもと行うことには私も同感でございます。

そしてまた、議会の質問についてですが、スマホの使用について、教育委員会から学校への指導、また学校から各家庭への指導は、今までも十分にやってきている。でも、なおかつという状況で、私は逆に、保護者同士の積極的な話し合いを持つべきだと、そういう動きがどうして起こらないのかなという感想を持ちました。議員から、学校への質問とか取り組みを促すような意図だったのかなと思いつつ、その方向をもうちょっと家庭での子育ての方向に何か行ってくれてもいいのではないかと。

または、去年の懇話会のときにも、PTAの中で自主的に、各家庭で、例えば9時以降は使わないと、学校で幾ら決まりをつくっても、実際には使っている状況があるので、そこは各家庭での動きをそろそろ積極的に考えてもいいんじゃないかなんて思いますけれども。

PTA会長でもある安倍委員、いかがでしょうか。

安倍委員

PTA会長は、今期で終わってしまうので、積極的に関わっていきけるか未知な部分があるんですが、6年生のほうでも役員をしまして、3学期の最後の参観日について相談を受けていたときに、担任の先生に話題提供してみたんですね。親がもうちょっと意識を持たなきゃというような、先ほどの瀬野尾委員のようなお話をしてみて、やはり、所持率もどんどん高くなり、低年齢化してきている部分もあり、それを預けておけばいいやという感覚もあれば、留守宅の、お母さんたちはそれがあつて安心ということもあつて、家庭それぞれですけれども、やはり危ないんだよというところの全体の認知が必要じゃないかというので、「自然に集まれる機会というので、もう参観日しかない」という話を聞いて、「そういう話があつたら聞きに来ていただけますか」ということだったので、「前もあつたんですけども、いいと思いますよ」ということで、実施されました。それがKDDIだったと思うんですけども、実際にあつたスマホの問題、例えば文字だけなので受け手と送り手の意思疎通がうまくいかないがためにいじめになったりとか、本当は男性なのに女性になりすまして画像を送るように仕向けたりとか、いろいろな場面を漫画にして子どもたちにそれを見せて「どう思いますか」といろいろ考える場面を与えて、保護者もほぼ出席していたと思います。それをもとに、我が家でも、大人でも怖くなったというのを話したんですね。学校としては、それだけで終わらさずに、それに対してどうだったかという作文を親子でやってくださいというふうな提案が出たんです。普通、作文は子どもだけが書くんですけども、今回は親子で受けたスマホの授業であつて、今後、考えなければいけない課題なので、ぜひお子さんと一緒にしてくださいということで、うちは父親と一緒に取り組んだんです。

なので、保護者は自然に集まる機会じゃなければ集まらないし、前もそんな話をしたと思うんですけども、保護者が危険性があるという現状をあまり分かっていないと思うので、そういう発信ももちろん必要だし、そういう場をいかにうまく作っていくかということが必要なのかなと思います。

集まる機会が難しいところなのかなと思います。決まった方しか集まらないような感じになってしまうのかなと思いました。

内海教育長

瀬野尾委員のご意見も十分に理解しますし、むしろ私はそちらを推奨したいと思っています。保護者同士でもスマートフォンの扱い方に危機感を持っていただく。学校では、もう既に十分にやり尽くした感があつて、保護者が18歳以下の子どもにスマホを買うときには法的にセキュリテ

イをかけていただくということになっていて、その説明が十分にされているので、与えた保護者にも十分に責任を持っていただきたい。そして、保護者同士で「まずいよね」という話になって、それに学校が賛成するというのが、これからの理想的なあり方になるのではないかなと思っております。

そういう意味で、これから学校がそういう研修会をしないわけではないんですけども、保護者にも十分な危機感を持って考えていただきたい。

もちろん、同じことは自転車にも言えるんですね。盗難の保険は入るけれども損害賠償の保険は入っていなかったりすると、事故を起こして相手を死亡させてしまうと、9,000何百万円とかいうような多額の賠償が来ます。それも十分に、自転車を買うときに説明があるので、親が子どもに何かを与えるときには、暇つぶしで与えるというような感覚はもう避けたほうがいいかなと思っています。これから私も、そういうふうに保護者に啓発していきたいと思います。

以上でございます。

佐藤委員　もう一点だけ、給食センターからの報告があったときに質問すればよかったんですが、この3月分の給食費というのはどういうふうな対応をするんですか。

赤間所長　3月につきましては、幼稚園は12日まで行いましたので、給食数に応じて給食費を徴収する形になります。年間11月で割っておりますので、端数調整をしまして、過分にいただいている分に関しましては返還する方向になっています。

佐藤委員　ありがとうございます。

〔佐藤主査〕 他にご質問等ございませんか。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

## 5. 議事

〔佐藤主査〕 続きまして、5番、議事に移ります。

議事は内海教育長の進行のもと行います。それでは、よろしくをお願いします。

議案第1号 松島町文化財保護委員の委嘱について

〔内海教育長〕 議案第1号 松島町文化財保護委員の委嘱について、議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。お願いします。

〔赤間課長〕 議案第1号 松島町文化財保護委員の委嘱について。このことについて、松島町文化財保護委員会運営等規則第4条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和2年3月24日提出、松島町教育委員会教育長名でございます。

それでは、ご説明申し上げます。

〔石川班長〕 事前にお渡ししていた資料の16ページをごらんください。

今回、提出させていただきましたメンバーにつきましては、再任という形になります。令和2年3月31日付で3年間の任期が来ている形になりまして、新たに令和2年4月1日から令和5年3月31までの3年間、委嘱するものでございます。メンバーは変わらずとなっております。

以上でございます。

〔内海教育長〕 説明を終わります。

質疑に入ります。質疑はございませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。質疑を終わります。

それでは、議案第1号について採決をします。本案に賛成の委員は挙手を願います。（挙手全員）

採決の結果、議案第1号については全員賛成で可決されました。

議案第2号 松島町公民館分館規則の全部改正について

〔内海教育長〕 続きまして、議案第2号 松島町公民館分館規則の全部改正について、議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

〔赤間課長〕 説明の前に、本日お渡しした資料に移っていただければと思います。9ページになります。

議案第2号 松島町公民館分館規則の全部改正について。このことについて、教育長に対する事務委任規則第2条第1項第2号の規定により、別紙のとおり提出する。

令和2年3月24日提出、松島町教育委員会教育長名でございます。



それでは説明を申し上げます。

〔児玉次長〕 それでは、松島町公民館分館規則の全部改正についてご説明申し上げます。

全部改正の場合、新旧対照表が出ませんので、主に改正したポイントをお話しさせていただきます。

まず、第3条ですけれども、分館は、以前は「設置数及び場所は次の通り」という条文だったんですが、うちの分館に関しては、建物を示すものではなく、社会教育活動のエリアを示すという特徴がございます。それが、ちょっと誤解を招いているということがありまして、いまだに議会とかでも、「分館の建物、新しくつくらないのか」とか、そういった話があるんですが、ほとんど今、コミュニティセンターとか、分館という名前を使っている建物は桜渡戸分館ぐらいで、それも避難所として新たにつくり直しております、行政区で指定管理を受けている。分館長が分館の建物を管理しているというのではなくて、その行政区のエリアを対象とした社会教育活動だというふうに分館の方たちは認識して頑張っているんです。ところが、いまだに建物だと誤解されているといった、大変その辺悲しいと、分館長からも言われておりまして、もうはっきり明記しようということで、今回、規則の中で、第3条の第1項に「行政区に置く」と書きました。これは、前のときは、「松島全域」「高城全域」としていたんですが、実は、うちの小字が高城字浜辺磯崎の部分もあるんですね。高城字何々というので、本郷のところもあるんです。ですから、高城、松島というだけであらわすと、小字と異なる場合がありますので、はっきり行政区ということをも明記しました。行政区単位で分館活動をしてもらっているという実態に合わせました。で、第2項として、「行政区を区域とした」とって、社会教育活動の総称だよと。はっきりここを明記させていただいたということです。

あとは、文言がちょっと古かったり、不要な文言を整理させていただいたことが主でございまして、あと、追加したのが、「分館長」という、うちの町で設置している分館長なり委嘱しているんですが、会計年度職員にも該当しない、非常勤特別職にも該当しない、地域における公のボランティアというふうな立場だということで法律的に整理されておりますので、分館活動を謝金として、報償費として、今までと同じ同額をお渡しするということが町として決めましたので、それを第7条の第3項にはっきりと明記した。「別に定める」といったものは、総務課でALTとか区長とか、あと公民館分館長とか、そういうのは別に報償の規定というものを今定めておりますので、そちらで定めるということで、はっきりと明記したところでございます。

主な公民館の分館規則の改正内容は以上となっております。

〔内海教育長〕 ありがとうございます。

質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。質疑を終わります。

それでは、議案第2号について採決します。本案に賛成の委員は挙手を願います。（挙手全員）

採決の結果、議案第2号については全員賛成で可決されました。

#### 議案第3号（取り下げ）

〔内海教育長〕 続きまして、議案第3号については、取り下げたい旨の届け出がありましたので、これを許可したいと思います。ご異議ございませんか。（「なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、議案第3号については取り下げとします。

#### 議案第4号 松島町教育指導専門員任用規則の制定について

〔内海教育長〕 続きまして、議案第4号 松島町教育指導専門員任用規則の制定について、議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

〔赤間課長〕 議案第4号 松島町教育指導専門員任用規則の制定についてでございます。このことにつきまして、教育長に対する事務委任規則第2条第1項第2号の規定により、別紙のとおり提出する。

令和2年3月24日提出、松島町教育委員会教育長名でございます。

それでは、説明を申し上げます。既に規則の制定をしております松島町教育指導専門員設置規則、こちらにつきましては、平成31年4月1日より、廃止といたしまして、非常勤特別職といたしまして教育指導専門員を任用してまいりましたけれども、令和2年度から、非常勤特別職ではなく、会計年度任用職員への取り扱いとするということもございまして、当該制度も基本を維持しつつ、今までどおり専門員を置くということですね。そこは継続しつつ、その内容は全面的に改める必要があるという内容でございましたので、規則の全部を改正いたしまして、松島町教育指導専門員任用規則として全部を改正するものでございます。

これにつきましては、教育指導専門員が各会計年度職員とは違っておりまして、学校におけます専門的知識を有する人物を必要とするということもございまして、別に規則を定めてこれらを用いるというような内容になると

ころでございます。

内容につきましては、従来の設置規則と基本的な相違はございませんけれども、今までは週 30 時間としておりましたけれども、ほかの会計年度職員同様に 1 日の勤務時間を 7 時間といたしまして、週 5 日、ですから週 35 時間になりますね。このような内容で明記しております。

また、専門員の 1 年間の活動内容の成果につきまして年度の末にはその評価をすると、成果を出すというような文言等も今回はつけ加えさせていただいております。

また、任期につきましては、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間というような任期となっております。

簡単ではございますが、説明を終わります。

〔内海教育長〕提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑)

瀬野尾委員

先ほどの議案第 3 号の取り下げということでしたが、この教育指導専門員という言葉は、今の議案第 4 号と同じ言葉で、先ほどは設置規則で、今度は任用規則で、そこら辺が重なっている何かがあるということで第 3 号議案は取り下げになっているんですか。

赤間課長

ことし 1 年間は非常勤特別職として設定したんですけれども、令和 2 年度から会計年度職員に移行するというので、そもそもの基となる法律が違ふということで、一旦廃止をして、改めて会計年度職員の条例に基づく規則をつくったほうが良いという解釈で提案しておりましたが、法令担当との打ち合わせの中で、教育指導専門員はこれからも継続して設置するという事は変わらないので、廃止ではなくて、全部改正すればいいという指導がございました。

いろいろ関係資料も見ましたら、タイトルが一部変わっても、継続するような内容ですので、それは全部改正でやるのが相当だということが分かりましたので、廃止ではなくて中身を全部改めるというような内容で、今回訂正させていただきました。

瀬野尾委員

わかりました。

〔内海教育長〕他にご質問等ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。質疑を終わります。

それでは、議案第 4 号について採決をします。本案に賛成の委員は挙手を願います。（挙手全員）

採決の結果、議案第 4 号については全員賛成で可決されました。

議案第 5 号 教職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について

〔内海教育長〕続きまして、議案第 5 号 教職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について、議題とします。

議案第 5 号 教職員の業務量の適切な管理等に関する規則の制定について。このことについて、教育長に対する事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により、別紙のとおり提出する。

令和 2 年 3 月 24 日提出、松島町教育委員会教育長名でございます。

私から提案理由の説明をいたします。

働き方改革の一環として国が法的な整備をしました。超過勤務を、5 日間を夏休みに持っていくというようなお話もしていた流れの中の 1 つでございます。国が、1 カ月について 45 時間、それから、1 年について 360 時間以内で、超過勤務をなくすようにという記事がございました。

超過勤務をなくすため、客観的なデータでもってやってくださいということです。自己申告でのきょうは 3 時間の超過ですとか 2 時間の超過ですというのは極めて客観的ではないので、タイムカードやコンピューターを使った勤怠管理システムで客観的なデータをとった上で、これから働き方改革を進めてくださいと。

この上位の規則が国でつくられ、県でつくられ、松島町教育委員会でも規則を作って 4 月 1 日から施行するというのでご理解いただければと思います。

以上で、提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑)

瀬野尾委員

ちょっと最近の状況がわからないので質問したいんですが、よろしいですか。つまり、タイムカードによる管理ということですね。（「はい、簡単に言えば」の声あり）ですから、入った時間と退出時間が記録されると。かつては、教員が残業するときには、それは残業に値する仕事

かというように校長に命じられた内容ということがありましたが、それには関係なく、退出するときに押すということですか。

内海教育長 前提条件としては、超過勤務の場合には校長の許可が要するということとなりますので、きちんとやっているものと解釈しています。そして、1カ月の間に随分超過勤務しているな、これはよくないなという場合には、超過勤務を認めないことも出てくるかもしれないということです。

瀬野尾委員 わかりました。

〔内海教育長〕他にご質問等ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。質疑を終わります。

それでは、議案第5号について採決します。本案に賛成の委員は挙手を願います。（挙手全員）

採決の結果、議案第5号については全員賛成で可決されました。

議案第6号 松島町文化観光交流館管理運営規則の一部改正について

〔内海教育長〕続きまして、議案第6号 松島町文化観光交流館管理運営規則の一部改正について、議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。お願いします。

〔赤間課長〕事前にお渡しした資料の27ページでございます。

議案第6号 松島町文化観光交流館管理運営規則の一部改正について。このことについて、教育長に対する事務委任規則第2条第1項第2号の規定により、別紙のとおり提出する。

令和2年3月24日提出、松島町教育委員会教育長名でございます。

それでは説明を申し上げます。

〔児玉次長〕それでは、松島町文化観光交流館管理運営規則の一部改正についてご説明申し上げます。

先ほど、議会報告の中で報告しておらなかったんですけども、産業観光課で提案という形になっておりました文化観光交流館の条例ですが、3月議会で全員賛成で可決いただきまして、一部改正の内容が、大ホールを町外2倍規定から除いていたものを、大ホールは会議室と同様に2倍規定と改めさせていただいた。それにつきましては、指定管理料も年間、例えば1,000万円、2,000万円というような指定管理料に消費税もかかっていますし、メンテナンスもかかっていますので、やはりある程度税負担ということを考慮すれば、町外の方にもご協力いただきたいということで上げたものです。

その際に、地方自治法等で使われている文言等に合わせまして、条例の文言整理をいたしました。今回、その条例の文言整理に合わせて規則のほうも文言整理したということでございますので、内容としては文言整理のみでございます。読みかえ規定も完璧になりましたので、やはり、条例、規則というのは、住民の方が見たときにわかりやすいものであるべきだという観点から、例えば第13条のかなり長文になっている読みかえ規定等、条例に合わせて整理させていただきまして、かなり簡潔な内容に戻ったのではないかなと思っております。

以上でございます。

〔内海教育長〕議案の提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。質疑を終わります。

それでは、議案第6号について採決をします。本案に賛成の委員は挙手を願います。（挙手全員）

採決の結果、議案第6号については全員賛成で可決されました。

議案第7号 松島町外国語指導助手任用規則の制定について

〔内海教育長〕続きまして、議案第7号 松島町外国語指導助手任用規則の制定について、議題とします。

事務局から提案理由の説明を求めます。

〔赤間課長〕薄いほうの資料にお戻りいただきまして、21ページでございます。

議案第7号 松島町外国語指導助手任用規則の制定について。このことについて、教育長に対する事務委任規則第2条第1項第2号の規定により、別紙のとおり提出する。

令和2年3月24日提出、松島町教育委員会教育長名でございます。

それでは説明を申し上げます。

〔大宮司班長〕それでは、私から外国語指導助手任用規則の制定について、説明をさせていただきます。

外国語指導助手につきましては、教育指導専門員と同様に、令和2年度から身分が会計年度任用職員となるこ

とになります。町の会計年度任用職員につきましては、その給与及び費用弁償に関する条例というものがもともとあるのですけれども、その中でも特殊な勤務で町長が必要と認める業務の内容の会計年度職員につきましては、別に規則で定めるということになっておりますので、今回、教育指導専門員と外国語指導助手の任用規則については、別に規則で定めるということで、今回、調整しているところでございます。

勤務の内容等々につきましては、従前どおりと大きく変わっておりませんので、そちらの内容をこの規則に盛り込んでいるというような状況です。身分については、第2条の2号に身分の明記がなされて、会計年度職員のうち、パートタイムの会計年度任用職員となりますということです。

職務については第3条に列記してございまして、このような内容で勤務するということです。

任期につきましては、会計年度の職員ですので、会計年度の4月1日から翌年の3月31日までとなっております。

報酬につきましても、これまでの給料でお支払いしていた部分と会計年度になってからも報酬額を変えずに同額としておりますので、その額を第6条に示しております。

その他もろもろ休暇等々につきましては、会計年度の職員と同様に、「準用」というところで規則には盛り込んでおりますけれども、年次有給休暇につきましても、第12条に定めております。

内容につきましては以上です。

〔内海教育長〕議案の提案理由の説明を終わります。質疑に入ります。質疑ございませんか。

(質疑)

瀬野尾委員

例えば、教職員は、長期休暇の前に3週間も海外旅行へ行きますからといって年休を出せない状況だし、もし出したら校長は認めないだろうと思うんですが、この外国語指導助手は毎年のようにとっているんですね。

そして、帰ってきたらすぐ夏休み。私は法的なものは詳しくないんですが、許されるのでしょうか。そのように年休を取っていることを教育委員会では把握していなかったのか、学校側からそういう報告がないのか、そこら辺はどうなっているのか。契約のときにそこはどなるのかなという疑問を持ちましたが、そういうことは何も触れていない。

大宮司班長

年次有給休暇の取得というところで、休み期間の前に年次休暇をとることについてというところですが、職員であれば、職員の勤務時間、休暇等に関する条例に、「公務の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与える」とありますので、任用する段階で、この任務を遂行するに当たってのミッションについて話し合いをして、計画的に休暇はとってほしいと、殊さら外国の方なので、細やかに説明していく必要があるのかなというふうにお話をお伺いして思いました。

瀬野尾委員

よく毎年お話ししてご理解いただく必要があるかなと思いますので、よろしく願います。

児玉次長

追加で説明させていただきたいんですが、会計年度職員の場合は、年休は年10日ということで、総務課で統一したルールにしております。ただし、外国語指導助手の方は海外に戻る方が多いということで、実際に10日ではもう欠勤扱いになってしまうので、その辺は、今まで本町としては20日ということでしておりましたので、このような条件に町当局にも了解いただいたということでございます。

本町の指導助手の場合は、2人とも町内や県内に住まいを持ってはおりますが、やはり、実家に戻るとかということがあります。また、ALTを外国から招聘しているところでは、帰国の日数とかも認められているので、総務省でも会計年度職員としても少し特殊な扱いということで示しておりますので、定期的に帰国されることは想定のもとで、別途定めていいということになっておりますので、ご了解いただきたいなと思います。

本町は2名おりますので、例えば中学校、夏休み前は試験シーズンでALTはほとんど活躍の場がございません。そうすると、保育所とか幼稚園とか、そちらに行ってもらったりしているんですが、2名の中でお互いに調整をつけるようにもしておりますので、そういったことで、学校の授業に支障のないようにしていきたいと思っております。

佐藤委員

会計年度職員はパートタイムの会計年度職員というのと、あとどういふのがあるんですか。

児玉次長

フルタイムと、パートタイムの2種類になります。

佐藤委員

なるほど。そのときに、何か今回ボーナスが出るということなんだけれども、パートタイムの場合は出ないんですか。

児玉次長

その勤務実態にもよりますので、例えば会計年度職員でも毎日出勤しない会計年度職員もあり

ますので、勤務日数とか勤務実態に合わせた一定のルールがございますので、ケース・バイ・ケースになろうかと思えます。

それで、外国語指導助手に関しましては、月給制にしているところでは出ないということがございます。月給制にしているのが、この外国語指導助手と教育指導専門員。単価が、普通は会計年度職員だと、役場の初任給を時間割りにしたぐらいの単価になりますが、それよりは高く設定している。この2つの職種に関しましては、特殊な勤務ということで設定しておりますので、月給制ということでボーナスはなしになります。

佐藤委員  
児玉次長

パートタイム会計年度職員だからないということではないんだ、そうすると。

そうですね。これは特殊な、時給にすると、ほかの会計年度職員よりは、今までの水準を下げないようにしておりますので、少し高く設定しているということと、月給制にしているということで対象にならないということになります。

内海教育長  
大宮司班長

ありがとうございます。

会計年度職員というのは、これまで学校の支援に入っていたいただいていた支援員とかも会計年度職員ということになって、そちらの予算に関しては、時給でお支払いした上で期末手当が出るということになりますので、こちらは期末手当をお支払いするという、パートタイムの会計年度職員になります。

〔内海教育長〕他にご質問等ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。質疑を終わります。

それでは、議案第7号について採決をいたします。本案に賛成の委員は挙手を願います。（挙手全員）

採決の結果、議案第7号については全員賛成で可決されました。

議事が終わりましたので、進行を事務局にお返しいたします。

〔佐藤主査〕ありがとうございました。

## 6. 協議事項

(1) 令和2年度（令和元年度対象）松島町教育委員会教育行政点検評価報告書の作成について

〔佐藤主査〕続きまして、6番、協議事項に移ります。

(1) 令和2年度（令和元年度対象）松島町教育委員会教育行政点検評価報告書の作成について。

事前にお渡しした資料の42ページをお開きください。

昨年度からA4横判の様式にしております。令和元年度の教育方針について点検評価を行いますので、その項目については、事業目的と概要のところにて全て載せています。その項目1つずつについて事業実施状況、事業の効果、事業の課題・改善策とわかるように記載していきたいと思えます。

次に、43ページをごらんください。スケジュールになります。

今回、作成方法について承認いただけましたら、早速、学校や各所管に通知しまして作成を開始したいと思います。6月と7月の定例教育委員会において協議いたしまして、8月の定例教育委員会で議案として審議していただきます。その後、町の9月定例議会にて議会に提出を行って、ホームページで公表していく予定にしております。

今回は、様式とスケジュールについて協議となりますが、ご質問等ございませんか。

(質疑)

瀬野尾委員

1月でしたか、2月でしたか、令和2年の学校教育目標を早目に学校に知らせるということで、元年度の教育実施状況を調査しましたよね。あれは非常にわかりやすい形で調査していただき、早々と学校にも今年度の教育委員会としての重点的な取り組みを教えるという意味で、非常に効果があった調査だったと思うんですね。

学校に、今回この用紙が行ったとき、できれば前回の調査と重ならないように、つまり、学校側の軽減負担になるような、でも、項目が事業の効果、前回は実施した、しない、わからないでしたか、3項目の中に丸をつけて、実施したらどういうことをやったかを書いてもらって、そして、その効果について、やはり3項目を選んで簡潔に書いてもらったんですね。これは、あれとまた全く別を書いてもらう形になりますか。

佐藤主査

2月に学校に通知するために、1月の定例議会において令和元年度の事中評価を添付して、令和2年度の教育方針を作成しています。そのときに項目に挙げてもらった事業について、どうい

効果や課題があったのかというところを、多少詳しく文章化していただくような形になると思います。

瀬野尾委員

確かにあれでは具体的な効果と課題までは書いていなかったのですが、こういう二重になる部分もあるでしょうが、これはやはり必要なことですので、できれば学校の作業が少しでも軽減できる方向でと思ったものですから、そのあたり、配慮できましたらお願いしたいと思います。

〔佐藤主査〕他にご質問等ございませんか。よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、この内容で学校等所管に通知させていただいて、作業に取りかからせていただきたいと思います。

## (2) 令和2年4月定例会について

日程案：令和2年4月17日（金）午前10時00分 松島町役場3階 302会議室

〔佐藤主査〕それでは、(2) 令和2年4月定例会について、日程案として4月17日金曜日、午前10時から役場3階302会議室で予定しています。この日程でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）ありがとうございます。

## 7. その他

### (1) 松島町教職員離任式について

〔佐藤主査〕続きまして、7番、その他に移ります。

(1) 松島町教職員離任式について、お話をしておりましたとおり、コロナウイルス感染症対策を踏まえて校長会に諮ったところ、今年度は中止ということになりましたので、ご理解いただきますようよろしくお願いします。

### (2) 松島町教職員宣誓式について

日程案：令和2年4月2日（木）午後2時00分 松島町役場3階 大会議室

〔佐藤主査〕続きまして、(2) 松島町教職員宣誓式について、日程として、4月2日木曜日、午後2時から松島町役場3階大会議室で、時間と規模を縮小して開催します。来賓については調整させていただきますのでよろしくお願いします。

### (3) 松島町立幼稚園入園式及び松島町立小中学校入学式について

日程案：令和2年4月9日（木） 各幼稚園、各小中学校

〔佐藤主査〕続きまして、(3) 松島町立幼稚園入園式及び松島町立小中学校入学式について、日程として、4月9日木曜日、各幼稚園、各小中学校で開催します。こちらも来賓につきましては調整させていただきますのでよろしくお願いします。

最後に、全体を通しましてご質問等ございませんか。よろしいでしょうか。

## 8. 閉会 午前10時40分

〔佐藤主査〕それでは、松島町教育委員会会議令和2年3月定例会を閉会したいと思います。

閉会の挨拶を瀬野尾教育長職務代理者よりお願いします。

〔瀬野尾委員〕手際よく進めていただきましてありがとうございます。

いろいろところで条例の改正等も非常にわかりやすく書いていただいたり説明していただき、非常によくわかります。ありがとうございます。また、今後の学校の点検評価報告書も、いい形のフォーマットで調査していただけますので、よろしくお願いしますと思います。お疲れ様でした。ありがとうございます。

この会議録の作成者は、次のとおりである。

教育課学校教育班 主査 佐藤 弘也

上記会議録が正確であることを認め、ここに署名する。

令和2年4月17日

委 員

委 員